

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 17日

鈴木 静岡県知事 殿

提出者

住 所 静岡県名古屋守山区四軒家二丁目609番地

氏 名 積水ハウス建設中部株式会社

法橋 千虎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052 - 772 - 2411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静岡支店（静岡県内工事現場）		
事業場の所在地	静岡県	藤枝市	平島363-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	元請完成工事高 23億1274万円（令和6年1月決算）		
③ 従業員数	425名（3/31 嘱託・パート等含む）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	新築・リフォーム・解体・外構の各現場及び一部資材置場 ↓ (収集運搬業者に委託) 中間処理業者に委託 (中間処理) 【一部アスベスト等は直接最終処分業者に委託】 ↓ 再生・再中間・最終処分場へ		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリートくず	634.940 t
	アスファルト・コンクリート破片	147.960 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	76.520 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50.400 t
	廃プラスチック類	10.920 t
	金属くず	21.790 t
	紙くず	0.300 t
	木くず	132.940 t
	繊維くず（天然繊維くず）	1.130 t
	石膏ボード	6.420 t
	建設混合廃棄物	185.690 t
	石綿含有産業廃棄物	19.240 t
	石綿含有産業廃棄物	4.000 t
	石綿含有産業廃棄物	0.700 t
	(これまでに実施した取組) ・梱包材の簡素化 ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外にもリサイクルに取り組んでいる	
	【目標】	

		産業廃棄物の種類	排出量
②計画		コンクリートくず	571.450 t
		アスファルト・コンクリート破片	133.160 t
		がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	68.870 t
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	45.360 t
		廃プラスチック類	9.830 t
		金属くず	19.610 t
		紙くず	0.270 t
		木くず	119.650 t
		繊維くず（天然繊維くず）	1.020 t
		石膏ボード	5.780 t
		建設混合廃棄物	167.120 t
		石綿含有産業廃棄物	17.320 t
		石綿含有産業廃棄物	3.600 t
		石綿含有産業廃棄物	0.630 t
		（今後実施する予定の取組） ・梱包材の簡素化 ・余剰材の削減プレカット品の推進（石膏ボード等） ・工法の改善（複合化率のアップ） ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外にもリサイクルに取り組む	
産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外にもリサイクルに取り組んでいる	
	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持	



②計画		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		



②計画		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】				
産業廃棄物の種類		①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
コンクリートくず	102.120	532.820	0.000	0.000	634.940	
アスファルト・コンクリート破片	0.000	147.960	0.000	0.000	147.960	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	74.300	2.220	0.000	0.000	76.520	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50.200	0.200	0.000	0.000	50.400	
廃プラスチック類	8.820	1.400	0.000	0.000	10.220	
金属くず	1.130	20.660	0.000	0.000	21.790	
紙くず	0.300	0.000	0.000	0.000	0.300	
木くず	90.590	42.350	0.000	0.000	132.940	
繊維くず（天然繊維くず）	1.130	0.000	0.000	0.000	1.130	
石膏ボード	5.310	1.110	0.000	0.000	6.420	

①現状

	建設混合廃棄物	185.690	0.000	0.000	0.000	185.690
	石綿含有産業廃棄物	0.000	19.240	0.000	0.000	19.240
	石綿含有産業廃棄物	0.000	4.000	0.000	0.000	4.000
	石綿含有産業廃棄物	0.000	0.700	0.000	0.000	0.700
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社規定のマニュアルに従い業者選定をし、契約を締結している</li> <li>・契約を締結している中間最終処理業者の施設確認を半年に一回実施している</li> </ul>					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリートくず	91.910	479.540	0.000	0.000	571.450
アスファルト・コンクリート破片	0.000	133.160	0.000	0.000	133.160
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	66.870	2.000	0.000	0.000	68.870
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	45.180	0.180	0.000	0.000	45.360
廃プラスチック類	7.940	1.890	0.000	0.000	9.830
金属くず	1.020	18.590	0.000	0.000	19.610
紙くず	0.270	0.000	0.000	0.000	0.270
木くず	81.530	38.120	0.000	0.000	119.650
繊維くず（天然繊維くず）	1.020	0.000	0.000	0.000	1.020
石膏ボード	4.780	1.000	0.000	0.000	5.780
建設混合廃棄物	167.120	0.000	0.000	0.000	167.120
石綿含有産業廃棄物	0.000	17.320	0.000	0.000	17.320
石綿含有産業廃棄物	0.000	3.600	0.000	0.000	3.600
石綿含有産業廃棄物	0.000	0.630	0.000	0.000	0.630
(今後実施する予定の取組)					

②計画

・優良認定処理業者の採用を推進する

※事務処理欄

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和6年6月17日 作成

事業所名

積水ハウス建設中部株式会社

## 【 廃棄物管理体制図 】

